

長野県がん対策推進条例の概要

【前文】

がん患者及びその家族そして全ての県民が、がんと向き合い、互いに支え合い、連携しながら生き抜くために、がんの予防、早期発見及び早期治療の徹底を図るとともに、「いつでも」「どこでも」「等しく」適切ながん医療を受けられる体制を整え、がん患者の療養生活の質の維持向上を図り、県民総ぐるみの取組のもと、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会の実現を目指すために、この条例を制定する。

【第1条 目的】

がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの予防、早期発見及び早期治療の推進とがんに罹患しても安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。

【第2条 基本理念】

- ・がん対策は、県・市町村・県民・関係者等が連携協力し、次に掲げる事項を基本として行う。
 - ①科学的知見に基づく、がんの予防、早期発見及び早期治療並びにがん医療の提供。
 - ②がん患者の意向が十分尊重された良質かつ適切ながん医療を受けることが可能。
 - ③がん患者等の負担の軽減並びにがん患者の療養生活の質の維持向上。
 - ④がん患者等に対する支援の充実。
 - ⑤がん患者等が置かれている状況を理解し、がん患者等の負担に対し十分配慮。

県の責務・施策の基本的事項

関係者の役割

【第3条 県の責務】

- ・国との連携を図り、本県の特性に応じたがん対策を総合的かつ計画的に実施する責務。
- ・がん対策に関する適切な情報を提供。
- ・県民と一体となった取組を推進。

【第4条 市町村との連携協力】

- ・市町村ががん対策に関する施策を実施するに当たり、市町村と連携協力。



【第11条 がんの予防の推進】

- ・がんに関する啓発及び知識の普及その他がんの予防のために必要な施策。

【第12条 受動喫煙防止の推進】

- ・県が管理し、多数の者が利用する施設における禁煙又は分煙に必要な措置。
- ・市町村が管理する施設における受動喫煙を防止するために必要な措置に対して、市町村と連携協力。

【第13条 がんの早期発見及び早期治療の推進】

- ・がん検診の質の向上等を図るために必要な施策。
- ・がん検診に関する啓発及び知識の普及。

【第14条 がんの教育の推進】

- ・がんに関する教育の推進に必要な施策。

【第5条 県民の役割】

- ・がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に努める。
- ・がん検診の受診によるがんの早期発見及び早期治療に努める。
- ・県及び市町村が行うがん対策に関する取組に積極的に参加するよう努める。

【第6条 医療に関係する者の役割】

- ・がん医療に関する技能の向上を図り、良質かつ適切ながん医療を行うよう努める。
- ・がんに関する教育、啓発及び知識の普及に寄与するよう努める。
- ・相互に連携協力する医療体制の構築に努める。
- ・県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努める。（※ 第7条から第10条まで同じ。）

【第7条 保健に関係する者の役割】

- ・がんに関する教育、啓発及び知識の普及に寄与するよう努める。

【第8条 福祉に関係する者の役割】

- ・良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努める。

【第9条 教育に関係する者の役割】

- ・適切ながんに関する教育の推進に努める。

【第10条 事業者の役割】

- ・従業員に対するがんに関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・従業員又はその家族ががんと診断された場合、就労を継続できる環境の整備に努める。

【第15条 がん医療の充実】

- ①がん医療に携わる医師その他の医療に関係する者の育成及び確保。
- ②専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備。
- ③専門的ながん医療の提供等を行う医療機関とその他のがん医療の提供等を行う医療機関等の連携協力体制の整備。
- ④居宅においてがん患者に対し医療を提供するための連携協力。
- ⑤がん医療に関する研究並びに情報の収集及び提供。
- ⑥医療機関によるがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組の推進。
- ⑦骨髄移植の推進。
- ⑧がん医療と歯科医療との連携協力。

【第16条 緩和ケアの推進】

- ・適切な緩和ケアを受けられるための施策。

【第17条 小児がん対策の推進】

- ・小児がんに係る医療並びに小児がん患者の教育及び福祉に配慮した総合的な支援を受けられるための施策。

【第18条 がん患者等への支援】

- ・がん患者等への相談支援の充実強化のために必要な施策。
- ・がん患者等に対し就労等を含めた生活上の支援をするために必要な施策。

【第19条 がん患者に関する情報の収集及び活用】

- ・県内のがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析することにより、県民への情報提供を行い、効果的ながん対策の施策等に活用。

【第20条 がんと向き合う週間】

- ・毎年10月15日～21日に実施。

【第21条 財政上の措置】

- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【第22条 補則】

- ・条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。